

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																									
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																									
1 [略]		1 [略]																									
2 大船渡市		2 大船渡市																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長（<u>防災管理室の 次長に限る。</u>） 技監 秘書広報課の 課長補佐及び秘書係長 総務課の課長 補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財 政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長（ <u>防災管理室の 次長に限る。</u> ） 技監 秘書広報課の 課長補佐及び秘書係長 総務課の課長 補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財 政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長		[略]	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長 技監 秘書広 報課の課長補佐及び秘書係長 総務課 の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係 長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長 技監 秘書広 報課の課長補佐及び秘書係長 総務課 の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係 長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長		[略]	[略]					
組織	職員																										
[略]																											
市長の 事務部 局	本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長（ <u>防災管理室の 次長に限る。</u> ） 技監 秘書広報課の 課長補佐及び秘書係長 総務課の課長 補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係長 財 政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長																										
	[略]																										
[略]																											
組織	職員																										
[略]																											
市長の 事務部 局	本庁 統括監 会計管理者 局長 部長 室 長 課長 所長 次長 技監 秘書広 報課の課長補佐及び秘書係長 総務課 の課長補佐（人事、給与及びサービスの事務を担当する者に限る。）及び人事係 長 財政課の課長補佐（予算の事務を担当する者に限る。）及び財政係長																										
	[略]																										
[略]																											
3 花巻市		3 花巻市																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐（<u>人 事及びサービスの事務を担当する者に限 る。</u>）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校給 食セン ター</td> <td>所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、石鳥谷学校給食セン ター及び東和学校給食センターの所長 に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		教育委 員会の 事務局 等	事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐（ <u>人 事及びサービスの事務を担当する者に限 る。</u> ）		[略]	学校給 食セン ター	所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、石鳥谷学校給食セン ター及び東和学校給食センターの所長 に限る。）	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>教育委 員会の 事務局 等</td> <td>事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学校給 食セン ター</td> <td>所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、<u>矢沢学校給食センタ ー</u>、石鳥谷学校給食センター及び東和 学校給食センターの所長に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]		教育委 員会の 事務局 等	事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐		[略]	学校給 食セン ター	所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、 <u>矢沢学校給食センタ ー</u> 、石鳥谷学校給食センター及び東和 学校給食センターの所長に限る。）	[略]	
組織	職員																										
[略]																											
教育委 員会の 事務局 等	事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐（ <u>人 事及びサービスの事務を担当する者に限 る。</u> ）																										
	[略]																										
学校給 食セン ター	所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、石鳥谷学校給食セン ター及び東和学校給食センターの所長 に限る。）																										
[略]																											
組織	職員																										
[略]																											
教育委 員会の 事務局 等	事務局 部長 課長 教育企画課の課長補佐																										
	[略]																										
学校給 食セン ター	所長（花巻学校給食センター、南城学 校給食センター、 <u>矢沢学校給食センタ ー</u> 、石鳥谷学校給食センター及び東和 学校給食センターの所長に限る。）																										
[略]																											
4・5 [略]		4・5 [略]																									
6 遠野市		6 遠野市																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職員	[略]																	
組織	職員																										
[略]																											
組織	職員																										
[略]																											

教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 <u>参事</u> 課長 担当課長
[略]		
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 <u>参事</u> <u>技監</u> 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 <u>監</u> 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
[略]		
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園、長坂保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 <u>企画政策課の課長補佐</u> 及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
[略]		

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	総括部長 部長 副室長 危機管理監 復興管理監 ラクビーワールドカップ2019推進監 事務局長 会計管理者

教育委員会の事務局等	事務局	教育部長 課長 担当課長
[略]		
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	市長公室長 部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書係長 職員課の課長補佐（人事又は給与の事務を担当する者に限る。）、人事研修係長及び給与厚生係長 総務課の課長補佐及び法規文書係長 財政課の課長補佐、財政係長、財政企画係長及び管財係長
[略]		
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育園、千厩保育園、奥玉保育園及び川崎保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 陸前高田市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	理事 部長 局長 次長 会計管理者 課長 室長 <u>政策推進室の室長補佐</u> 及び秘書係長 総務課の課長補佐及び職員係長 財政課の課長補佐及び財政係長
[略]		
[略]		

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		
市長の事務局	本庁	総括部長 部長 副室長 危機管理監 復興管理監 ラクビーワールドカップ2019推進監 事務局長 会計管理者

	部次長 副本部長 課長 事務局次長 室長（ <u>オープンシティ推進室、新市庁舎建設推進室、地域包括ケア推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室、復興住宅整備室及び生活支援室の室長に限る。</u> ） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
[略]	

	部次長 副本部長 課長 事務局次長 室長（ <u>新市庁舎建設推進室、国土調査推進室、高規格幹線道路対策室、都市整備推進室及び生活支援室の室長に限る。</u> ） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]
[略]	

10 二戸市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 副本部長 課長 室長（ <u>財政課財産管理室の室長に限る。</u> ） <u>政策推進課の副主幹及び主査（秘書の事務を担当する者に限る。）</u> 総務課の職員係長及び行政係長 財政課の財政係長 <u>財政課財産管理室の財産管理係長</u>
	[略]
[略]	

10 二戸市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局	本庁 部長 会計管理者 副本部長 課長 <u>秘書人事課の秘書人事係長</u> 総務課の <u>財産管理係長及び行政係長</u> 財政課の財政係長
	[略]
[略]	

11 [略]

11 [略]

12 奥州市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局	本庁 部長 室長（ <u>ILC推進室及び行財政改革推進室の室長に限る。</u> ） 会計管理者 課長 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所 総合支所長 課長
	[略]
[略]	

12 奥州市

組 織	職 員
[略]	
市長の 事務局	本庁 部長 室長（ <u>ILC推進室及び地域医療推進室の室長に限る。</u> ） 会計管理者 課長 <u>主幹（行政経営室の主幹に限る。）</u> 総務課の課長補佐（人事、給与又は服務に関する事務を担当する者に限る。）、秘書係長、行政係長、人事係長及び給与厚生係長 財政課の課長補佐及び財政係長 財産運用課の課長補佐（庁舎管理に関する事務を担当する者に限る。）
	総合支所 総合支所長 副支所長 <u>グループ長</u>
	[略]
[略]	

13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、 <u>服務、予算</u> 、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。）
	[略]	
[略]		

15 [略]

16 岩手町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の <u>主幹</u> （人事、給与、 <u>服務又は予算の事務を担当する者に限る。</u> ） 所長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>教育次長</u>
	[略]	
[略]		

17・18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	[略]
	保育所	<u>所長</u>
教育委 員会の 事務局 局等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
[略]		

20～22 [略]

23 大槌町

13 [略]

14 雫石町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保健師長 総務課の課長補佐及び主査（人事、給与、 <u>服務、法規審査又は庁舎管理の事務を担当する者に限る。</u> ） <u>政策推進課の課長補佐及び主査（予算の事務を担当する者に限る。）</u>
	[略]	
[略]		

15 [略]

16 岩手町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	課長 会計管理者 総務課の <u>課長補佐</u> 所長
教育委 員会の 事務局 等	事務局	<u>課長</u>
	[略]	
[略]		

17・18 [略]

19 西和賀町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	病院	[略]
教育委 員会の 事務局 局等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	保育所	<u>所長（せんだん保育所の所長に限る。）</u>
[略]		

20～22 [略]

23 大槌町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>部長</u> <u>局長</u> 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	<u>総務統括監</u> <u>土木統括監</u> 会計管理者 課長 総務課の総括室長
	保育園	園長 <u>(いわいずみこども園の園長に限る。)</u>
	[略]	
[略]		

26～32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1・2 [略]

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部 局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 課長補佐

4 [略]

5 紫波、稗貫衛生処理組合

組 織	職 員
管理者の事務部 局	会計管理者 事務局長 場長 場長心 得

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

17 [略]

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 <u>参与</u> <u>技監</u> 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 [略]

25 岩泉町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	<u>危機管理監</u> 会計管理者 課長 総務 課の総括室長
	保育園	園長
	[略]	
[略]		

26～32 [略]

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1・2 [略]

3 二戸地区広域行政事務組合

組 織	職 員
管理者の事務部 局	事務局長 事務局長補佐 会計管理者 課長 室長 所長 <u>主幹</u> 課長補佐

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

14 [略]

15 [略]

16 [略]

18 [略]

17 [略]

19 [略]

18 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。